

「対テロ戦争」時代の国際人道基準 —被拘束者の法的地位とその実態から—

法学部法学科 4年 佐々木 隆之

I. はじめに

2001年9月11日のアメリカにおける同時多発テロは、国際社会に非常に大きな衝撃と悲しみを与えた。その後、被害国であるアメリカは、この事件の犯人である国際テロ組織 Al-Qaeda とその指導者ウサーマ・ビン=ラーディン、さらに彼らを匿うアフガニスタンの Taliban 政権に対して軍事行動（『不朽の自由』作戦）を開始した¹。そしてこの「対テロ戦争」を、伝統的なこれまでの戦争と区別して「新しい戦争」と呼び²、従来からの国際法では対処しきれない事態を含むとして次々と新しい解釈基準を打ち出して適用し、自国の行動の正当化を図っている。

しかしながら、このような解釈の変更が容易に認められるはずはなく、国際社会から多くの批判が浴びせられており、特に「対テロ戦争」によって捕えた戦闘員やテロリスト容疑者の扱いについては、彼らの多くが投獄されているグアンタナモ基地での凄惨な非人道的扱いの様子が様々なメディアによって明らかにされ、Amnesty International や赤十字国際委員会（ICRC）といった国際人権団体だけではなく、共に対テロ戦争を戦う同盟諸国の中からも激しい非難の声が上がっており³、連邦最高裁までもがその取扱いを違法と判示している⁴。

以上のことから本稿では、これまでの国際法における被拘束者の待遇について概括したのち、実際の被拘束者たちの待遇実態と比較検討する。その上で、21世紀の新たな武力紛争形態たる「対テロ戦争」時代にあって、テロ容疑者たちに対して従来通りの国際法上の保護が与えられ得るべきなのか否か、また与えられないとして、ではいかなる水準で保護を図っていくべきかについて考察を進めていくこととしたい。

¹ Letter dated 7 October 2001 from the Permanent Representative of the United States of America to the United Nations addressed to the President of the Security Council, S/2001/946 (7 Oct. 2001)

² Donald H. Rumsfeld, *A New Kind of War*, The New York Times, Sep 27, 2001.

³ 中でも、アフガン攻撃時から共同作戦を取ってきたイギリスは、グアンタナモ基地の状況を 'unacceptable' と表現するとともに、同基地の閉鎖を再三にわたって求めている。HUMAN RIGHTS Annual Report 2006, Presented to Parliament by the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs by Command of Her Majesty October 2006, especially pp.182-184. (Last visited Jan. 13, 2008) <available at http://www.fco.gov.uk/Files/kfile/hr_report2006.pdf>; また、欧州委員会につき、Rights of persons held in the custody of the United States in Afghanistan or Guantanamo Bay. Resolution 1340 (2003). COUNCIL OF EUROPE

⁴ Hamdan v. Rumsfeld 126 S. Ct. 2749, 28 Jun (2006),

II. 国際法上の人道基準

1. 国際人道法の適用

武力紛争時における被拘束者の保護については、国際人道法が適用される⁵。しかしながら、それらの者の待遇レベルにはいくつかの段階があり、それぞれのレベルに応じて適用要件が異なっている。また、武力衝突を伴う紛争であっても、それが国際法上「武力紛争」と認められなければ国際人道法は適用されない⁶。従ってまず、いかなる場合について武力紛争と認定されるのかについて検討し、次に待遇のレベル及び適用要件について検討を加える。

2. 武力紛争の認定

武力紛争は「国際的武力紛争」と「非国際的武力紛争」の2つのカテゴリに区別され、それぞれに応じて適用法規が異なる。

国際的武力紛争とは「2つ以上の国家間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争」とであるとされている⁷。この国際的武力紛争が国家間に武力行使が存在する紛争であることは判例でも確認されており⁸、一方当事者が国家と定義できない存在であるような状態は、国際的武力紛争に該当しない⁹。

また、非国際的武力紛争とは「一国の領域内において、当該国の軍隊と反乱軍その他組織された武装集団との間に生じるすべてのもの」であって、また「独立の散発的な暴力行為など国内における騒乱及び緊張の事態は武力紛争に当たらない」とされている¹⁰。以上から、非国際的武力紛争の認定に際しては、武装集団の組織性及び、紛争の長期性の2要件が必要であると考え

⁵ CONFERENCE D'EXPERTS GOUVERNEMENTAUX SUR LA REAFFIRMATION ET LE REVELOPPEMENT DU DROIT INTERNATIONAL HUMANITAIRE APPLICABLE DANS LES CONFLITS ARMES, Documentation Presentee par le CICR, I,CE/I, pp.26-27 (1971)

⁶ ELIZABETH CHADWICK, SELF-DETERMINATION, TERRORISM AND THE INTERNATIONAL HUMANITARIAN LAW OF ARMED CONFLICT 5 (1996)

⁷ Geneva Conventions of 12 August 1949, signed Aug. 12, 1949, Oct 21, 1950, 6 U.S.T. 3114, 75 U.N.T.S. 31 [No. I]; 6 U.S.T. 3217, 75 U.N.T.S. 85 [No. II]; 6 U.S.T. 3316, 75 U.N.T.S. 135 [No. III]; 6 U.S.T. 3516, 75 U.N.T.S. 287 [No. IV], [*hereinafter* Geneva Conventions] common art.2

⁸ *Prosecutor v. Duško Tadić (Judgment)*, International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, (Appeal Chamber), Judgment of 2 October 1995, Case No.IT-94-AR 72, 37, I.L.M, vol.35, 1996, p.32, p.37, para.70

⁹ F.P. King & O. Swaak-Goldman, *The Applicability of International Humanitarian Law to the "War Against Terrorism"*, 15 HAGUE YEARBOOK OF INTERNATIONAL LAW. 39, 45 (2002).

¹⁰ Protocol [No. II] Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts, June 8, 1977 [*hereinafter* Protocol II] 1125 U.N.T.S. 609-17, art.1 para 1

られている¹¹。武力集団の「組織性」については、当該組織が指揮命令系統を維持していることで充足されるとしており¹²、「長期性」については断続的なものでもよいとされている¹³。

さらに、このどちらのカテゴリにも該当しないが武力衝突が発生している場合には、「国内的騒擾・緊張状態」に分類される¹⁴。具体的には、軍隊による逮捕活動¹⁵などこれに該当する。

では、テロ行為は以上のどのカテゴリに分類されるのであろうか。まず、テロ組織が非国家主体であることを鑑みれば、「国家間」の武力紛争を念頭におく「国際的武力紛争」のカテゴリには該当しない。また、テロ行為は「非国際的武力紛争」とも明確に区別されており、その行為形態ゆえに要件のひとつである「長期性」を満たさないとされている¹⁶。したがって、テロ行為は非国際的武力紛争にも該当しない。そのため、テロ行為は最後のカテゴリである国家騒擾・緊張状態に分類されることになる。このことは、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書におけるイギリスの宣言からも確認できる¹⁷。

3. 被拘束者の地位

以上の通り、被拘束者の地位については、問題となる紛争が国際的武力紛争か非国際的武力紛争か、若しくはそのどちらでもない国内的騒擾・緊張状態のいずれに分類されるかによって適用法規が異なることになる。そのため、それぞれのカテゴリごとに論ずる。

¹¹ *Prosecutor v. Furundzija*, (Judgment), 1998 ICTY, December 10, I.L.M. Vol.38, p.317, p.332, para.59 (1999); LINDSAY MOIR, *THE LAW OF INTERNAL ARMED CONFLICT*, p.43, (2002).

¹² *Tadić Case*, op. cit.

¹³ S. Boelaert-Suominen, *The Yugoslavia Tribunal and the Common Core of Humanitarian Law Applicable to all Armed Conflicts*, 13 LEIDEN J. INT'L. 635 (2000); *Prosecutor v. Milan Babić*, Sentencing Judgment, Case No. IT-03-72-S, para.98 (Trial. Chamber), Judgment of 29 June 2004.

¹⁴ Protocol II, *Supra* 10, art.1 para.2

¹⁵ Y. Sadoz, C. Swinarski & B. Aimmermann eds., *INTERNATIONAL COMMITTEE OF RED CROSS (ICRC), COMMENTARY ON THE ADDITIONAL PROTOCOL OF 8 JUNE 1977 TO THE GENEVA CONVENTION OF 12 AUGUST 1949*, (1987) p.1354

¹⁶ *Prosecutor v. Zejnil Delalic*, (Judgment), 1998 ICTY, November 16, *Military Law Review*, Vol.166 (2000), p.178, paras.183-184; Anthony Cullen, "Key Developments Affecting the Score of International Armed Conflict in International Humanitarian Law" *Military Law Review*, Vol.183, p.66, p.100, (2005).

¹⁷ *Leslie C. Green & I.M. Sinclair et al. ed.*, *THE CONTEMPORARY LAW OF ARMED CONFLICT* (1993) pp.53-54; Reservation by the United Kingdom to Art. 1(4) & Art. 96(3) of Protocol I, available at <<http://www.icrc.org/ihl.nsf/e29be9b3462f48b8c12563110050c790/0a9e03f0f2ee757cc1256402003fb6d2?OpenDocument>> (Last visited Jan.13, 2008)

A. 国際的武力紛争

国際的武力紛争とみなされる場合、被拘束者に対しては1949年のジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約第1追加議定書が適用される¹⁸。この場合、敵の権力内に陥った被拘束者の法的地位は「捕虜」若しくは「文民」に分かたれる¹⁹。

捕虜に該当するものは、ジュネーヴ第3条約(捕虜条約)により常に人道的待遇を受けることができる²⁰。具体的には、同条約25条以下に規定されているとおり、営舎・食糧及び被服、衛生・医療、宗教的・知的及び肉体的活動、外部との交信などについて抑留国の保護を受ける²¹。第1追加議定書によれば、捕虜とみなされるのは、a)当該国の軍隊の一部をなす者、b)指揮命令系統を有する全ての武装集団であるとされる²²。このうち武装集団については、一般市民(非戦闘員)を敵対行為の影響から排除する必要があることから、捕虜資格を維持するためには、「軍事活動に従事している間は非戦闘員と識別できるようにする」か「軍事展開中は公然と武器を携行」していなければならない²³。

文民について、赤十字国際委員会(ICRC)は「敵の権力内にある個人は、捕虜か文民のどちらかの地位を持ち、中間的な地位は存在しない」としており²⁴、捕虜に該当しない者は自動的に文民とみなされる²⁵。ただし、共同交戦国民及び交戦国領域内にいる中立国国民は、国籍国が抑留

¹⁸ ただし、アメリカは第1追加議定書に加盟していないため、第1追加議定書の規定を直接適用することはできない。しかしながらアメリカの空軍文書には、この条約の多くの規定が取り込まれていることについて、AIR FORCE PAMPHLET 14-210, USAF INTELLIGENCE TARGETING GUIDE, 1 Feb. 1998。また同条約の締約国は2007年現在164カ国に達していることを踏まえると、ほとんどの規定は慣習国際法として適用可能であると考えられる。この点につき、Major Thomas J. Herthel, *On the Chopping Block: Cluster Munitions and the law of War*, The Air Force Law Review Vol. 51 (2001) p. 248

¹⁹ J. PICTET, COMMENTARY, IV GENEVA CONVENTION RELATIVE TO THE PROTECTION OF CIVILIAN PERSONS IN TIME OF WAR 58 (1958).

²⁰ 山本草二「国際法【新版】」(1992), p.747

²¹ Geneva Convention [No. III] relative to the Treatment of Prisoners of War, Aug. 12, 1949, 75 U.N.T.S. 135, 136-38 [*hereinafter* GC III] Chapter. 2, art. 25~28

²² Protocol [No. I] Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts, June 8, 1977 [*hereinafter* Protocol I] 1125 U.N.T.S. 3, 7, arts. 43 & 44 para.1

²³ *Ibid.* art.44 para.3

²⁴ ICRC COMMENTARY, *Supra* 15, p.46

国と外交関係を維持している間は、例外的に文民とみなされないとされている²⁶。

文民に保障される保護としては、捕虜条約において規定される人道的取り扱いはもちろんのこと、軍事的危険からの防護・強制移送や労働提供の強制の禁止などが挙げられる²⁷。しかしながら、文民が抑留国において当事国の安全を脅かす有害な行動をとった場合には条約上の「通信の権利」が制限されることがある²⁸。また、文民条約第4条の例外に該当する者であっても、第1追加議定書第75条に規定される範囲で「基本的な保障」を受けることができる²⁹。それによれば、非拘留者への「人の生命、健康及び心身の健全性に対する暴力」並びに「個人の尊厳に対する侵害」はいかなる場合においても禁止されている³⁰。

B. 非国際的武力紛争

非国際的武力紛争においては、ジュネーヴ諸条約第2追加議定書の規定が適用される³¹。この規定においては最低限の人道的基準（共通第3条）に加えて、救済品の受領、手紙の送付・受領、食糧及び飲料水の確保、宗教の実践、心身の健康の維持などを尊重しなければならない³²。

C. 国家騒擾・緊張状態

第二追加議定書1条2項に示される国家騒擾状態は、国際的武力紛争・非国際的武力紛争のどちらにも該当せず、また平時（平和状態）とも言える状況ではないため、そこにいかなる法規が適用されるかが問題となる³³。まず、国家騒擾状態には少なくともジュネーヴ諸条約共通第

²⁵ Protocol I, art. 50

²⁶ Geneva Convention Relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War [*hereinafter* GC IV] *Supra* 7, art. 4

²⁷ *Ibid.*; Protocol I, arts. 48~51 & 72~79

²⁸ GC IV, art. 5

²⁹ GC IV, art. 4; Protocol I, art. 75

³⁰ *Ibid.*

³¹ Geneva Conventions, *Supra* 7, common art.3 & Protocol II, art. 1

³² Protocol II, art. 4 & 5

³³ Hisakazu Fujita, DROIT INTERNATIONAL HUMANITAIRE, (2003) p.233

3条の規定が「最低限の人道的基準」として適用できるとされている³⁴。また、この状態においては自由権規約第4条で規定される逸脱不可能な義務を「最低限の人道的基準」適用の可能性がある³⁵。つまり、国家騒擾状態においては、共通第3条の規定及び自由権規約第4条に規定される逸脱不可能な義務が「最低限の人道的基準」として適用できる。共通第3条は、被拘留者に対して「生命・身体に対する暴行、人質、個人の尊厳に対する侵害、不公正な裁判」といった行為が行なわれることを禁止している。これらの規定は、捕虜条約における関連規定と同内容であるとされている³⁶。

さらに、自由権規約上の逸脱不可能な義務規定として、奴隷の禁止、契約不履行による拘禁、遡及処罰の禁止、人として認められる権利、思想及び良心の自由が挙げられている³⁷。さらに、様々な国連決議及び国家による実行からは、家族との通信の保護も「最低限の人道的基準」に含まれると解される³⁸。

このように、被拘束者の地位といっても、紛争の様態によって大きく3つのカテゴリに分類され、それぞれのカテゴリにおいても例えば国際的武力紛争のように「捕虜」「文民」「有害活動者」と細かく分類され、与えられる保護水準も異なる。したがって、実際に被拘束者の待遇については、当該紛争がいかなる形態のものか慎重に検討がなされた上でいかなる保護を与えるか決定されなければならない。

III. 「対テロ戦争」時代の実態

以上に見たように、一口に被拘束者の保護といっても、その者が関わった紛争の形態によって適用法規が異なり、与えられる保護水準も変化することがわかった。従って本節では、昨今の「対テロ戦争」が国際法上のいかなる紛争形態と捉えられているか、及び「対テロ戦争」に

³⁴ Military and Paramilitary Activities in and Against Nicaragua, (Nicaragua v. United States of America) I.C.J. Reports., 1986, p.14 at 114, paras.218; R. PROVOST, INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS AND HUMANITARIAN LAW, (2002) p.262

³⁵ International Committee of the Red Cross, *International Disturbances and Tensions: A New Humanitarian Approach?*, 262 INTERNATIONAL REVIEW OF THE RED CROSS 3, 6 (1988).

³⁶ J. PICTET, INTERNATIONAL COMMITTEE OF RED CROSS, COMMENTARY TO III GENEVA CONVENTION RELATIVE TO THE TREATMENT OF PRISONERS OF WAR, 40 (1960)

³⁷ International Covenant on Civil and Political Rights, Dec 16, 1966, 999 U.N.T.S. 171 [*hereinafter* ICCPR] art.4 para.1

³⁸ *Standard Minimum Rules for Treatment of Prisoners, Article 37-38.*, U.N. Doc. A/CONF/611; annex I, E.S.C. res. 663C, 24 U.N. ESCOR Supp. (No. 1) at 11, U.N. Doc. E/3048 (1957); E.S.C. res. 2076, 62 U.N. ESCOR Supp. (No. 1) at 35, U.N. Doc. E/5988 (1977); *Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment*, General Assembly resolution 43/173 of 9 December 1988, Principle 16.

おける被拘束者の実際の待遇について考察していく。

1. 「対テロ戦争」の位置付け

アメリカは、「対テロ戦争」を開始するにあたって自衛権を援用している。つまりアメリカは、同時多発テロ事件を「武力攻撃」とみなし、国連憲章 51 条に基づいた自衛権の行使であると主張しており、安保理にもその旨を説明している³⁹。同盟国であるイギリス⁴⁰や日本⁴¹、NATO⁴²もアメリカの見解を支持する。このように、国際社会における対応は、同時多発テロ事件をアメリカへの「武力攻撃」とみなし、それに対するアメリカの軍事行動の開始をもって国際武力紛争が発生したとみる向きで一致しているといえる。したがって、アメリカの立場によれば、この「対テロ戦争」は国際的武力紛争であり、この紛争での被拘束者は「捕虜」若しくは「文民」としての国際人道法上の保護を受けることになると考えられる。

しかしながらこの見解について学説上は大きく紛糾している。そもそも、非国家主体であるテロ組織に対して自衛権を行使することが可能であるかという点が問題となるからである⁴³。この点につき Cassese はテロリズムを「刑事犯罪」と捉え、それが一国家の枠を超える場合には、慣習国際法上、国際犯罪として処理し、国際刑事裁判所(ICC)の活用を主張する⁴⁴。しかしこれは個人の刑事責任の問題であって、自衛権行使の要件たる「武力攻撃」の存在を判定することとは別次元の問題である。

³⁹ *Supra* 1.

⁴⁰ イギリスも、アメリカと同様の内容の書簡を安保理議長に提出している。 *Letter dated 7 October 2001 from the Chargé d'affaires a.i. of the Permanent Mission of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the United Nations addressed to the President of the Security Council, S/2001/947* (7 Oct. 2001)

⁴¹ 衆議院本会議における内閣総理大臣答弁、第 153 国会「衆議院会議録」第 5 号, pp.9-10

⁴² *Statement by the North Atlantic Council, NATO Press Release* (2001) 124; 福田毅「対テロ戦と NATO 集団的自衛権発動とその影響」レファレンス No. 626 (2003) p.47

⁴³ Taliban については、前述の通り国家の「正規軍」とみなされることからこの問題は当てはまらないといえる。しかしながら、同時多発テロ事件に直接関与していない Taliban に対して自衛権を発動できるのかという別の問題が生じている。この点について、松田竹男「国際テロリズムと自衛権」国際法外交雑誌 101 巻 3 号(2003) pp. 5-7

⁴⁴ Antonia Cassese, *Terrorism is Also Disrupting Some Crucial Legal Categories of International law*, *European journal of International Law*, Vol. 12, No. 5 (2001) pp. 994-995; また、国連人権高等弁務官もこの見解を表明する点につき、Statement of UN High Commissioner for Human Rights M. Robinson, *UN Daily Highlights*, 25. Sep. 2001

一方で Greenwood や Murphy は、カロライン号事件⁴⁵や安保理決議 1368⁴⁶、1373⁴⁷を根拠に挙げ、自衛権の行使には「武力攻撃」の主体の主体が国家か否かは問題にならないとして、アメリカの見解を支持する⁴⁸。

しかしながらこの見解も的外れなものと言わざるを得ない。確かに、両決議は明文で自衛権について言及しているが、これは前文において国家の固有の権利としての自衛権の存在を「再確認」しただけであって、これをもってテロ組織に対して自衛権行使が認められたと判断するには無理がある。むしろこれらの決議では、自衛権の行使としてではなく、テロやその関連行為を国内法上の犯罪として整備し、取り締まるといった、国内での措置を実効的に行うことを加盟国に求めているといえる⁴⁹。

このように、対テロ戦争がいかなる紛争形態に該当するかについての見解はそのどれもが決定打に欠けるものといえる。しかしながら、現に武力衝突を伴う紛争は発生しており、そうである以上は何らかの地位を与えなければならない。そうでなければ、当該紛争においていかなる法規を適用して被拘束者を保護するべきかを決定することができないからである。

2. 被拘束者の地位

以上でみたように、「対テロ戦争」の法的位置付けには不明確な部分があるものの、アメリカはこの紛争が国際的武力紛争であることを認めている。しかしながら、グアタナモ基地における被拘束者に対して結果的にジュネーヴ諸条約の適用を拒否して⁵⁰、II. で検討した国際人道法上の被拘束者の地位のいかなる範疇にも含まれない「不法戦闘員」たる地位を作り出している。そして、あらゆる規定の適用を拒否して、暴力を含む肉体的拷問や、性的虐待、コーランを汚す

⁴⁵ この事件は、国家ではない主体(私人)に対して自衛権の行使が主張された事例である。詳しくは、R. Y. Jennings, *The Caroline and McLeod Cases*, *American Journal of International Law*, vol. 32 (1938), pp. 82-99.

⁴⁶ S.C. Res. 1368, U.N. SCOR, U.N. Doc., S/Res/1368(2001)

⁴⁷ S.C. Res. 1373, U.N. SCOR, U.N. Doc., S/Res/1373(2001)

⁴⁸ Christopher Greenwood, *International Law and the 'War against terrorism'*, *International Affairs*, Vol. 72, No.2 (2002) pp.307-309; Sean D. Murphy, *Terrorism and the Concept of 'Armed attack' in Article 51 of the U. N. Charter*, *Harvard International Law Journal*, Vol. 43, No.1 (2002) p.50

⁴⁹ 決議主文では、テロに対して自衛権を行使することを認める記述はなく、加盟国に関連テロ条約を締結することや、これまでの決議に沿った対テロ措置をとることを求めている。Res. 1368, *Supra* 48. & Res. 1373, *Supra* 49.

⁵⁰ *Memo from President Bush to his national security advisors concerning the application of Geneva Convention in the Afghanistan conflict*. 7 February 2002

などの精神的虐待を行っているのである⁵¹。

では、アメリカは、いかなる根拠でジュネーヴ諸条約の適用を否定するのか。そしてこれに対し国際社会や学説はいかなる反応を示し、凄惨極まりない非人道的な扱いを強いられる被拘束者に対して、どのような保護を与えるべきであると考えているのだろうか。この点につき、Taliban と Al-Qaeda ではジュネーヴ諸条約適用否定の根拠が異なるため、以下区別して検討する。

A. Taliban

Taliban はアフガニスタンを代表する政権であって、その軍隊は国家の「正規軍」とみなすことができるため⁵²、アメリカは一応、Taliban 兵に対してジュネーヴ諸条約が適用されることを認めている⁵³。しかし Taliban 兵の多くが、認識可能な識別標章をつけないまま武器を公然と携行せず行動しており、戦争の法規・慣例に違反しているため、捕虜条約 4 条に規定される戦闘員としての識別性⁵⁴を有していないとして「捕虜」資格を否定し、彼らを「不法戦闘員」なる者として扱っている。

このような法的地位の認識に関しては、捕虜条約 5 条との整合性が問題となる⁵⁵。同条 2 項は、捕虜の地位について「疑が生じた場合には、その者は、その地位が権限のある裁判所によって決定されるまでの間、この条約の保護を享有する」規定するものの⁵⁶、アメリカはこのような「疑」が生じる余地もなく捕虜資格が否定されるとしている。これに対して米州人権委員会は、客観的な「疑い」が生じていると判断しており⁵⁷、連邦最高裁も司法審査の機会が設けられていな

⁵¹ しかしアメリカは、拷問の定義を極めて限定的に解釈した上で、このような行為は国際法及び国内法上禁止される「拷問」には該当しないとして正当化している。*Department of Justice memo to the White House Counsel regarding the definition of torture*, 1 Aug. 2002 しかし、このような解釈がまったく許容されないことは言うまでもない。

⁵² *Supra* 43.

⁵³ *Supra* 50.

⁵⁴ これには、慣例としての制服の着用に加えて、責任を負う指揮官の存在、認識可能な固有の特殊標章、武器の公然携行、戦争法規及び慣例の遵守が挙げられる。GC IV, art. 4, para. 2

⁵⁵ Robert K. Goldman, Brian D. Tittmore, *unprivileged combatants and the hostilities in Afghanistan; Their status and Rights Under International Humanitarian and Human Rights law*, The American Society of International Law Task Force on Terrorism (2002) p. 10

⁵⁶ GC III, art. 5, para.2

⁵⁷ Inter-American Commission on Human Rights (IACHR), *Decision on Request for Precautionary Measures (Detainees at Guantanamo Bay, Cuba)*, 12 March 2002, I.L.M. vol.41 (2002), pp.532-533; *Response of the United States*, 15 April 2002, I.L.M. vol.41 (2002), p.1015

いことを問題視している⁵⁸。

B. Al-Qaeda

アメリカは、Al-Qaeda はいかなる国家を代表するものではなく単なるテロ組織であって⁵⁹、戦争法規・慣例を遵守しない団体であるため国際人道法上の「捕虜」に該当しないとしており⁶⁰、彼らを「不法戦闘員」と定義付けている。

では果たして、彼らにはいかなる法規も適用されないのであろうか。この点、II. で概括したように国際的武力紛争における被拘束者の地位は「捕虜」と「文民」いずれかであることを想起すれば、Al-Qaeda には「文民」としての地位が与えられる可能性がある。彼らは、アメリカと直接敵対行為に及んでいるため「有害活動者」に分類され、純粋な「文民」とみなすことはできない。しかし、その場合であっても「軍事的上の安全が絶対に必要とする」限りで「条約に基づく通信の権利」を失うのみであって、それ以外の保護は享有できると考えられる⁶¹。

C. 不法戦闘員(Unlawful Enemy Combatant)

Taliban、Al-Qaeda に対する以上の解釈にも関わらず、アメリカは彼らを「不法戦闘員」とみなし、いかなる保護も与えないような態度を取っている。果たしてこのことは正当化できるだろうか。そもそも、「不法戦闘員」は「交戦する権利がないにもかかわらず戦闘行為に直接参加したすべての者」と定義付けられ⁶²、ジュネーヴ諸条約に規定のない地位であるため、条約上の待遇をそのまま享有できるわけではない。しかし、このような状況にあっても最低限の人道基準を与えられなければならないという議論が有力である⁶³。

最低限の人道基準とは、前述の国家騷擾・緊張状態で適用されるジュネーヴ諸条約共通

⁵⁸ Rasul v. Bush. 124 S. Ct, 2686, 28 Jun. 2004; Hamdi v. Rumsfeld, 124 S. Ct, 2633, 28 Jun. 2004

⁵⁹ Joan Fitzpatrick, *Jurisdiction of Military Commissions and the ambiguous War on Terrorism*, American Journal of International Law, Vol. 96, No. 2 (2002) p. 345 & 348

⁶⁰ このことは国際的人権 NGO 団体も認めている。Human Rights Watch, *Background Paper on Geneva Conventions and Person s Held by U.S. forces*, 29 Jan. 2002, available at <<http://www.hrw.org/backgrounder/usa/pow-bck.pdf>> (Last visited Jan.13, 2008)

⁶¹ GC IV, art. 5, para. 2; Dörmann. K., *The Legal situation of 'unlawful/unprivileged combatants*, International Review of Red Cross, No. 849 (2003) p. 50

⁶² Dörmann, *Ibid.*

⁶³ Goldman, Tittmore, *Supra* 56, pp.35-36

3 条と、自由権規約 4 条に規定される逸脱不可能な義務を指す⁶⁴。本来、この規定は国際的武力紛争において適用されるものではないが、ニカラグア事件における国際司法裁判所(ICJ)判決において、共通 3 条は「明らかに、最低限度の基準を構成するものとして、国際的武力紛争にも適用される」と判示しているとおり⁶⁵、いかなる状況においても逸脱できない基準を設定しているものと考えられる。したがって、ジュネーヴ諸条約上のいかなる地位にも置かれぬ者も、一定の保護を受ける権利を有するのである。

IV. 考 察

以上のように検討すると、まずそもそもアメリカが「対テロ紛争」を国際的武力紛争と定義したことが問題の始まりであると考えられる。このカテゴリが保障する捕虜・文民としての被拘束者の地位は、あらゆる紛争形態の中で最も手厚いものであるがゆえに、他と比べて厳しい該当要件を求められる。そして、それを満たさない者は保護を制限されていく。アメリカはそれを逆にとり、どう客観的に見ても純粋な捕虜・文民の要件を満たさない「対テロ戦争」の被拘束者たちの保護、権利を奪うことの正当化根拠を得ているのである。

しかしながら、最低限の人道基準が存在することは ICJ も示すところであり、連邦最高裁も、少なくとも最低限の人道的基準である「ジュネーヴ共通 3 条で確保された」保護が認められるべきであると判示している⁶⁶。このことから考えると、テロ行為を国家騒擾・緊張状態とみなし、ジュネーヴ共通第 3 条が適用されるとした従来からの国際法の枠組みは、「対テロ戦争」を経験した現在においてもなんら問題ないといえる。

アメリカは、「対テロ戦争」を「新しい戦争」と呼び、これまでのジュネーヴ諸条約が規定してきた保護水準を時代遅れなものとしてきた⁶⁷。だが、本稿における考察において明らかになったことは、いかにテロとの戦いが「新しい戦争」であろうとも国際法上のいかなるカテゴリにも含まれないということはある得ず、常に一定の規範によって規律されるということであった。そしてその一定の規範とは、かつてからの国際法がテロ行為に対して規定してきた「最低限の人道的基準」たる共通 3 条の内容に他ならなかったのである。この意味では、ジュネーヴ諸条約はなんら時代遅れなものとはいえない。むしろ、成立 60 年を経てもなお現代に妥当し続け、今日のような事態にも対処できる非常にフレキシブルな規定である。

いかに想定されなかった事態とはいえ、これまでのジュネーヴ諸条約が射程としてきた

⁶⁴ *Supra.* 35

⁶⁵ *Military and Paramilitary Case, Supra* 34. p.218

⁶⁶ *Hamdan Case, Supra* 4.

⁶⁷ *Memo from White House Counsel to President Bush opposing the application of Geneva Conventions to the conflict in Afghanistan, 25 Jan. 2002*

ものに対する確かな理解なく、その不十分性のみを指摘して亡きものにしてはならない。本来なら決して許されない行為を正当化するために、敢えて新しいカテゴリを作り出しジュネーヴ諸条約の適用を否定したアメリカの態度は決して許されるものではない。国際社会には、いかなる制約も受けずに自国の恣意のままに被拘束者を扱うことができる「法のブラックホール」など存在しないのである⁶⁸。「対テロ戦争」を行う国々、特にアメリカはこのことを強く認識するべきなのである。

V. おわりに

国際社会は、20世紀の2度にわたる大戦の悲劇の経験から、武力によって紛争を解決しようとすることを禁止した。そして、不幸にしてそれが達成されない場合においてジュネーヴ諸条約を定め、軍事目標主義や被拘束者保護規定に代表されるように一般市民の被害を最小限に食い止めようと努力してきたのである。その結果、1949年のジュネーヴ諸条約に関しては190カ国以上の、1977年の追加議定書については160カ国以上の批准を得、世界のほとんどの国家及び紛争を規定してきたのである。

確かに、現在においても不正な抑圧や支配がこの世界に存在していることは否定できず、そこからの解放は必ず達成されなければならない国際社会の課題でもある。しかし、いかなる抑圧や支配に対抗するものであっても、無辜の一般市民を巻き込み、国際社会を恐怖の底に陥れるような、ジュネーヴ諸条約の精神を真っ向から否定するテロ行為が許容されてはならず、その罪は厳に断罪されなければならない。

だからといって、テロ組織に対峙する国家の側に「テロ撲滅」という錦の御旗を与えているわけではないということも当然認識されなければならない。国家にしてもテロ行為の違法性を強調することによって、いかなる武力行使や人権人道基準の制限も正当化が可能になるわけではないのである。国連はテロの撲滅を掲げ、多くの措置の履行を加盟国に課しているが、同時にその措置が人権を最大限尊重した形でなされることを繰り返し強調している⁶⁹。

また、こうした被拘束者の過酷な取扱いが、さらなるテロの抑止のために効果的であるとの考えも受け入れられない。こうした抑圧は憎しみの連鎖を生み、さらなる報復を生むだけで

⁶⁸ Steyn, J., *Guantanamo Bay: The Legal Black Hole*, International and Comparative Law Quarterly, Vol. 53 (2004) pp.1-15

⁶⁹ Introductory statement by Mary Robinson, United Nations High Commissioner for Human Rights, Commission on Human Rights, 58th session, 20 March 2002, Item 4.; Secretary-General to Commission on Human Rights: Human Rights Must Not be Sacrificed to Counter-Terrorism, Commission on Human Rights, 58th session, 12 April 2002; U.N.GAOR, 49th Agenda Item 142, U.N. Doc., A/RES/49/60(1995); U.N.GAOR, 54th Agenda Item 160, U.N. Doc., A/RES/54/109(2000); U.N.GAOR, 58th Agenda Item 116 (b), U.N. Doc., A/RES/58/164(2004); U.N.GAOR, 58th Agenda Item 117 (b), U.N. Doc., A/RES/58/174(2004); U.N.GAOR, 58th Agenda Item 117 (b), U.N. Doc., A/RES/58/187(2004); S.C. Res. 1566, U.N. SCOR, U.N. Doc., S/Res/1566(2004); U.N. SCOR, 56th Sess., 4413th mtg., U.N. Doc., S/PV.4413(2001); U.N. SCOR, 57th Sess., 4453rd mtg., U.N. Doc., S/PV.4453(2002)

ある。このことはパレスチナとイスラエルをめぐる状況や、スペイン・イギリスにおける同時爆発テロでの Al-Qaeda による犯行声明を想起すれば十分である。

このような点から鑑みれば、「対テロ戦争」を戦う国家には適切な人権・人道法上の保護を被拘束者に与えつつ、高度に公正で平等を保った司法機関によってそれらの者を厳に裁くことが求められる。それによって自らの行動が不法でも不当でもなく、国際社会の正義を実現するものであることをテロリストたちに唯一知らしめることができるのである。

テロリストにあっても、ジュネーヴ諸条約に則った形で国家に対抗することこそが、自らにとって最大の利益となることを新ためて認識するべきである。「対テロ戦争」における被拘束者たちは、同時多発テロという武力紛争法を無視した行動によって、国家に国際人道基準を無視した待遇を正当化させる余地を与えてしまっている。さらに、無辜の一般市民を標的とする無差別テロでは、誰からの共感も得ることができない。実際に、英西での爆発テロ以降、イスラム社会においても Al-Qaeda 及びウサーマビンラディンへの指示が大幅に低下していることを鑑みれば明らかである。

従って、21 世紀の新たな「対テロ戦争」時代において国際社会の賛同を得ていくには、国家と、それに対抗する者たちの双方が、武力紛争法及び国際人道基準を正確に理解し、最大限の尊重を持って遵守していくべきである。そしてそのみが、それぞれの「正義」を巡って争う闘いにおいて自らを正当化するものであることを強調して、本稿における考察を終わりとしたい。